# 優生手術(強制不妊化)とリプロダクティブ・ ヘルス/ライツ

### 一被害者の経験から一

The Eugenic Sterilization (forced sterilization) and Reproductive Health and Rights:

From the Experience of Survivor

## 大橋 由香子

Yukako OHASHI

#### 1章 優生保護法における優生手術(不妊手術)とは

「私の体をもとに戻して」

「私の人生を返して」

「国に謝ってほしい」

「同じことを繰り返さないために、声をあげてほしい」

「異口同音に」という言葉は、こういう状況を表すのだと痛感させられてきた。最初は、1997年に出会った飯塚淳子さん(仮名)の言葉だった。それから約20年を経て、複数の人たちから聞くことになる。その人たちの共通項は、優生手術を受けたということ。優生手術とは優生保護法において、妊娠しないようにする不妊手術のことを指す。

本稿では、筆者が接した優生手術の被害者と、この問題に取り 組んできた社会運動グループの動きを追いながら、リプロダク ティブ・ヘルス/ライツの視点から優生手術の問題点を考察する。

まだ敗戦後の混乱が続いていた1948年に成立した優生保護法の第1条目的には、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止す

るとともに、母性の生命健康を保護する」と書かれていた。戦争中の「産めよ殖やせよ」という人口増加政策から一転して、人口を減少させるために、刑法堕胎罪(1907年から現在まで存在)の例外として、人工妊娠中絶を医師に許可した法律である。これによって日本は、避妊の普及を待たずに人口減少に成功し、高度経済成長を成し遂げたとも言える(注1)。

人口を減らすにあたり、人口の「質」を「悪化」させない=「不 良な子孫の出生を防止する」ために「生殖腺を除去することなし に、生殖を不能にする」(第2条1)ことを規定した。それが優 生手術である。

優生手術は次の3つの条項で行われた。

- 第3条:本人と配偶者の同意があるときの、医師の認定による優生手術。5つの理由があり1、2が遺伝性の身体・精神疾患、3がハンセン病、4、5は分娩が母体の生命危機や健康低下を及ぼす場合。
- 第4条:「別表」に掲げた遺伝性疾患をもつ人に対して、医師が 公益上必要だと認めるとき、都道府県優生保護審査会に 申請し、審査による優生手術。
- 第12条:遺伝性でない精神病や精神薄弱の人達に対し、保護義務 者の同意と審査会の審査による優生手術。(1952年改正 での追加項目)

第4条の施行にあたっては「本人の意見に反してもこれを行うことができる…強制の方法は…真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔(ぎもう)等の手段を用いることも許される」(1953年6月12日厚生省発衛第150号 最終改正1990年3月20日厚生省発健医第55号)という通達が出ている。欺罔とは、だますという意味だ。

このように、第4条と第12条は本人の同意を必要としない「強制的な」不妊手術であり、国の統計では16,475人(4条14,566人、

12条1,909人)になされた。約7割が女性だった。年齢別では20歳未満が2,300人以上いる。また、都道府県別で多いのは、北海道2,593人、宮城1,406人、岡山845人、大分663人、大阪610人の順になっている。

「同意に基づく」とされた第3条も、ハンセン病患者が結婚する条件として強要されたように、真の「同意」と言えないケースが多々ある。第3条の1、2が6,965人、3が1,551人で合計8,516人。先述の第4条、第12条と合わせると、統計で分かっているだけでも24,991件の優生手術がなされている(注2)。

ナチス断種法に影響されたと言われる戦争中の国民優生法 (1940年成立)の対象は、遺伝性のみだった。それに対して優生 保護法は、ハンセン病患者に加え、第12条で遺伝性ではない精神 疾患も対象にしている。戦後民主主義になってから成立した優生 保護法のほうが、国民優生法より優生思想が強化された。

それでは、どのような人が、この優生手術を受けさせられたの だろうか。

## 2章 飯塚淳子さん(仮名)のケース一貧困世帯への偏見・差別

飯塚淳子さんは、自分が16歳の頃に受けた手術が、優生保護法 によるものだったことを自分で突き止め、国に謝罪を求める声を 挙げた最初の女性である。

1946年宮城県生まれ。父親は体が弱くあまり働けないため、母親が行商などの仕事で生計を支えていた。長女の飯塚さんは、6人いる妹弟の世話や母の仕事の手伝いで、学校を休みがちになる。

「高度経済成長の昭和30年代 (1955~1965年) でしたが、私と同じように、子守りや家の仕事で、学校にあまり通えない同級生もいました」と飯塚さんは振り返る。

家が火事で焼けて引っ越した先で、父親が生活保護を受けるようになった。その頃から、民生委員が飯塚さんの家庭に関わって

くる。

地元の中学校に通っていた2年生の時、民生委員(児童委員も 兼務)からの通知によって、児童相談所で知能検査を受けさせら れた。そして、中学3年4月から、飯塚さんは軽度知的障害児入 所施設に入れられ、親元を離れた。この年に、宮城県民の「愛の 10万人運動」の結晶として開所した施設だ。のちに飯塚さんが中 学の担任の先生に尋ねたところ「民生委員が積極的に事を運んだ」 と教えてくれた。

中学卒業後は「職親」の家に住み込みでお手伝いになる。職親とは、知的障害者を預かって指導訓練をする人のことで、当時の精神薄弱者福祉法(現在の知的障害者福祉法)に定められていた。この時も、飯塚さんの希望は全く無視されている。

「私が行くと言ったわけではないんです。担任の先生が決めて 連れて行かれました。その先生は、私が話しかけても私の話を聞 いてくれずに、すぐ『強情だ、わがままだ』と決めつける人でした。」

職親の家では、「他人の子だから、この子は憎たらしいね」と言葉の暴力を受け、「バカだから、それ以上食べるともっとバカになる」と充分に食べさせてもらえなかった。同じ年頃のその家の娘さんは新しい洋服を買ってもらうが、飯塚さんは「使用人だから」と買ってもらえない。

「使用人なら給料を払ってくれと、心の中で叫びました。私も着替えがほしかった。職親の家に2年間ほどいる間、私は、モンペをはかされ、着の身着のままでした。1円のお金ももらっていません。2年以上、ののしられながら毎日働いて、与えられたのは花柄のワンピース1枚と、ビニールの赤い靴1足。持ち物は、施設から出るときの小さな風呂敷包み1個だけ、いつも、寝るとき枕元に置いていたのを覚えています」

こんなつらい思いをするなら、よそで働いてお金を稼ぎたいと 思い、「わたしはここにいたくありません」と叫んで逃げたこと もあった。だが、お金もなく、どこへも行けず、結局は連れ戻された。

その少し後に、職親の奥さんに県の更生相談所に連れて行かれ、 頭が混乱しているなか、知能検査を受けさせられた。

しばらくたったある日、奥さんに「出かけるからついておいで」 と言われた。広瀬川にかかる愛宕橋を渡ったところのイスで、お にぎりを食べさせられた。そして橋の先にある病院に連れていか れた。なぜ、何のために行くのか、何も教えてくれない。

「病院には他にも女の子がいました。ずっと会ってなかった父もいました。何も言われず、麻酔をうたれました。目が覚めたとき、『水を飲んだらダメ』と言われたことだけ、覚えています!

この手術の後は、職親のところには戻らず、実家に帰った(注3)。 「父と母が、子どもを産めなくされたと話しているのを聞いて、 初めて手術の内容を知りました。お腹がいたくて、月経の時は寝 こむほどの痛さで、痛み止めを使うこともありました」

何回か仕事に就いたが、体調が悪く長続きしなかった。20代半ばの頃、しばった卵管を戻せないかと病院に行ってみたものの、無理だと言われた。子どもがほしい飯塚さんは、結婚して養子をもらう。だが、夫との関係は悪化して別れ、その後の再婚もうまくいかなかった。あの不妊手術が、人生を狂わせたのだと感じ続けている。

## 3章 リプロダクティブ・ヘルス/ライツと母体保護法への改定

優生保護法には、刑法堕胎罪で禁じられている人工妊娠中絶を、例外的に医師に許可する側面もある。中絶許可条件は、優生保護法第14条に定められており、1号から3号までは第3条合意による優生手術と同じ優生学的な理由。そして4号が「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの」。5号は「暴行若しくは脅迫によって又は抵

抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」となっている。ほとんどの人工妊娠中絶は、4号によってなされてきた。

ところが、日本は経済的に豊かになったからと、4号条文から「経済的理由」を削除すべきだという政治的な動きが1970年代と80年代はじめに活発化する。70年代はじめは胎児に障害がある場合には中絶を許可する条項を加える案もあり、これに対して女性グループや障害者グループが反対運動を展開した。「経済的理由」は削除されず、胎児条項の新設もされなかった。

しかし、中絶した女性が刑法堕胎罪で罰せられないことが、人間に優劣をつける優生保護法によって果たされるという皮肉な状況は変わっていない。女性の健康や権利の観点からも、人口政策として存在している堕胎罪・優生保護法を見直すべきだという意見が、1982年の反対運動においても主張されていた(注4)。

海外でも、女性の体が人口政策のターゲットとされることへの 異議申し立てから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生 殖に関する健康/権利)という概念が生まれ、1994年エジプトカ イロで国連が開催した国際人口開発会議「行動計画」に採択され た(注5)。

1995年9月北京での、国連第4回世界女性会議NGOフォーラムでは、82年の優生保護法「経済的理由」削除に反対してできた女性グループ('82優生保護法改悪阻止連絡会、のちにSOSHIRENと改名)と、DPI女性障害者ネットワークなどがワークショップを開催して優生保護法の問題を訴えた。北京会議の行動綱領にも「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が謳われ、女性グループや女性国会議員は、刑法堕胎罪と優生保護法にかわる新しい法律の必要性を主張した。だが国会は、1996年、時代遅れで国際的にも批判された優生条項を削除するだけで、母体保護法へ改定した。

優生保護法の何が問題だから法律を変えたのか、国会での議論

はなく、国民への周知や啓発も、被害実態の検証も行われなかった。

翌1997年、スウェーデンでの強制不妊手術をマスコミが大きく報じたのを契機に、優生保護法について活動してきた17団体が行動を起こした。厚生省に対して、強制不妊手術についての謝罪と補償、実態検証、優生保護法にも違反する子宮摘出の調査を求める要望書を提出。厚生省は、法律を改正したので何もする必要はないという対応だった。そこで、「強制不妊手術に対する謝罪を求める会」(のちに「優生手術に対する謝罪を求める会」以下、求める会と略す)が結成され、被害実態を調べるために電話相談(ホットライン)を実施した。

#### 4章 国が被害者を放置したことの意味―性的暴力の観点から

2章で紹介した飯塚さんが「求める会」の電話相談に連絡をしたのは、1997年11月だった。手紙や電話でのやりとりを経て、求める会メンバーと直接会った。

飯塚さんは、厚生省(国)に話せば、自分になされた不妊手術は間違いだったと謝ってもらえると期待していた。謝罪は、自分は「不良な」人間ではないという名誉回復を意味する。ところが以下に見るように、厚生省は、飯塚さんの訴えに向き合わず、放置してきた。

飯塚さんが多くの人に向かって初めて語ったのは、1999年10月 16日東京で開かれた集会「あれから三年『優生保護法』は変わったけれど」でのことだった。マイクを持つ手が震えていたが、彼女の思いは参加者に伝わった。集会には、ドイツで、強制不妊手術被害者への謝罪、補償制度づくりに携わった精神科医師クリスティーネ・テラーさんも来て講演した。

翌々日の10月18日、テラーさんも一緒に、厚生省(当時)母子保健課の課長補佐との面談を行った。そこでのやりとりの一部を紹介する(注6)。

**飯塚さん** 親の生活苦から始まって、民生委員や職親によって手術をされました。すごく悔しいです。若い時に戻りたいです。こういう間違った法律で、いい加減に片付けられたんです。毎日ほんとうに死ぬ思いで泣きながら生活しています。生理のときは、ころげまわるほどの痛さに変わりました。仕事するうえでも、からだが疲れるようになりました。それまでは健康そのものだったんですよ。厚生省の人に謝ってほしいんです。私の人生を返してください。自分だったらどうかという立場で考えてください。何か言っていただけますか。

**厚生省** 基本的な法律に基づいて実施されてきたことでありまして、そういったものについて調査を行う予定はございません。

**飯塚さん** それはおかしいと思いますよ。私の場合は、書類にウソがたくさん書かれています。いかにも悪い子どものように書かれています。なんでウソをついてまで(注:精神薄弱ということにして)手術しなきゃいけないんでしょうか。

**厚生省** 飯塚さんがどういう用件で手術されたのか判断する材料は持っていませんし、もし資料を提出されても、それについてどうこうとは言えません。

テラーさん 優生保護法の内容を読んで、ドイツの断種法をお手本にしていることがわかりました。法律に誤りがあったとしたら、それをただすのが民主国家ではないでしょうか。科学的根拠からしても優生保護法が正しいかどうか、疑わしいです。民主的な国家にとって、間違った法律を直すことは必要なことです。私もあなたたちと同じように、医師であり国家公務員でもありますが、法律は間違った場合もあると医師なら言うべきだし、役人だからといって国のやったことは全て正しいと言う必要はないのではないでしょうか。

優生保護法にすら違反するレントゲン照射によって、妊娠機能

を奪われた佐々木千津子さん(注7)もこう語った。

佐々木さん 20歳の時に、将来はきょうだいの世話になるんだし、生理の始末が大変だからと、病院で卵巣の放射線照射をされました。母親と医者が決めたことで、自分は何も知らされないまま、されてしまった。姉のお見合いが私のせいで断られたこともあって、施設に入るために、母親も追い詰められて、そうするしかなかったんです。厚生省の態度を見ていると、被害者が死んだら、何もしなくて済むと思っているように見えます。死んでも死にきれない。この恨みをわかってほしいと言っても無理でしょうけど、私のような被害を受けた人間がいることを頭に入れておいてください。

国連人権規約委員会からは、強制不妊の対象になった人々が補償を受ける法的措置がとられるようにとの勧告が、日本政府に出されたが(98年11月)、厚生省職員の発言は、下記のようなものだった。

**厚生省** 国連の勧告があったからと言って、公的な救済措置を作る事はなかなか難しい。優生手術の手続きは慎重で、人権に関しては充分な配慮がなされていたと認識しています。決定に不服や異議があるなら再審査も申請できたはずです。当時は合法だったのですから、調査も謝罪も行う予定はありません。

こうした発言に、飯塚さんがどれほど落胆したか。国の対応が 飯塚さんにもたらした影響を考えてみたい。

性暴力の被害を誰かに打ち明けた時に、信じてもらえない、あるいは「あなた(被害者)にも落ち度があったのでは?」と非難されることがある。助けを求めた相手から「つらかったね、あなたは悪くないよ」と共感し慰めてもらえるどころか、「誰にも言っ

ちゃダメ」「早く忘れなさい」と、被害を「なかったこと」にされることもある。こうした対応を、二度目の性暴力という意味で、「セカンドレイプ」と呼ぶ。

飯塚さんにとって、厚生省の職員の対応は、セカンドレイプに 類似した二次被害となっているのではないだろうか。

その後も、飯塚さんは宮城県に対して情報開示請求をした結果、 自分が手術されたのは、宮城県中央優生保護相談所附属診療所 (1962年開設、1972年閉鎖) だとわかった。一般外来は受け付け ず、旧優生保護法の第4条と第12条のみを行う診療所だ。

だが、飯塚さんの手術を記録した年の優生手術台帳だけが破棄されていた。証拠がなければ裁判を起こすことは困難であり、引き受けてくれる弁護士も見つからない。マスコミや国会議員に訴えても、関心を寄せて動いてくれる人は少数で、波紋は広がらなかった。

2011年の東日本大震災では、親が住んでいた家は津波で流され、飯塚さんが住んでいる住宅も一部被災、避難所で暮らす日々が続いた。

このような状況でも、国会や厚生省への要望、集会などで東京に来て、広島から車椅子で参加する佐々木千津子さん、求める会や支援者との交流があり、心の支えになったと思われる。ところが佐々木さんは2013年に亡くなり、声をあげている「優生手術の被害者」は飯塚さん一人になってしまった。

そんな中、飯塚さんが生活相談で出会った新里宏二弁護士が中心になって、2015年、日本弁護士連合会に人権救済の申し立てをした。

また、2016年2月、ジュネーブで開かれた女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第7・8次日本政府報告審議でも、優生手術についてDPI女性障害者ネットワークとSOSHIRENが訴えた。

国際的なジェンダー平等の見地からは、優生手術の被害はどう

見えるのか。2月16日の報告審議を例に、女性差別撤廃委員と日本政府の隔たりを見てみたい。

まず、ピメンテル委員は「強制不妊手術の対象となった障害女性に対する補償措置に関する1998年の自由権規約委員会の勧告に対して、措置を取る計画はあるか」と質問。

日本政府は「旧優生保護法には、遺伝性精神病等の場合に本人の同意なしに行うことができる優生手術の規定があった。優生手術の実施にあたっては、医師が公益上必要であると認めるものについて、医師の申請により都道府県優生保護委員会の審査を経て適否を決定し、不当とならないよう何段階にもわたって慎重な手続を踏んでいた。決定に異議がある場合には、本人または保護者が取り消しを求めて再審査請求や裁判を行うことができることも規定されていた」と答弁。1999年に飯塚さんが初めて厚生省交渉に参加した時と同じ内容だ。

これに対して、シュルツ委員は「形式的なアプローチを残念に 思う。この回答では被害を回復することはできない。なぜ、1998 年の人権委員会の勧告を実施できないのか」と追加質問をするが、 日本政府(厚労省)は何も回答せず。会場には失望のため息が漏 れた。

別の委員の「優生保護法が合法だった、手続きが厳格だったとかは何ら関係ない。手続き上の正当性を日本政府がいくら主張しようが、被害者の苦しみは変わらない。人権侵害については、被害者が納得できる解決がなければいけない。被害者中心のアプローチでの謝罪や補償が必要だ」という発言が、被害者の苦しみの向き合い方を示唆している。

このジュネーブでの報告審議の結果として、2016年3月7日、 優生保護法による強制不妊手術についての調査研究、加害者の処 罰、被害者への法的救済、賠償、権利回復等の厳しい勧告が出さ れた(注8)。 そしてこの勧告をきっかけに、日本の国会でも動きが出てくる。 2016年3月22日に厚生労働委員会で福島みずほ議員が飯塚さん に言及しながら質問したところ、当時の塩崎恭久厚労大臣は、「御 本人から厚労省に御要望があれば、職員が本人から御事情を聞く ということで、厚労省としても適切にしっかりと対応したい」と 答弁。これを受けて、2016年4月26日、厚生労働省児童家庭局母 子保健課課長、課長補佐、専門官らが参加し、飯塚さんから強制 不妊手術を受けた経緯や心身への被害状況等を聞くヒアリング (面談) がもたれた。

飯塚さんが若い頃の写真を見せながら、初めて課長級職員が出席したことで、謝罪や補償につながるかもしれないという希望を 飯塚さんも感じただろう。

背景には、年月の経過によって、人権問題や男女平等、障害者 差別に関する意識の変化、ジェンダー論などの広がりが影響して いると考えられる。特に、マスコミの若い記者が「日本にこんな ひどい法律や強制手術があったのか?」と驚きと疑問を抱いた。

さらに2016年7月26日には、神奈川県の津久井やまゆり園で、 元職員が施設利用者を「生きるに値しない」と刺殺する事件が起 きた。この事件のショックと重なって、優生保護法への関心が広 まっていく。

2017年2月26日、飯塚さんが申し立てていた人権救済について、日弁連から意見書が出され、大きく報道された。

この報道を見て、弁護士事務所を探して連絡をくれたのが佐藤 路子さん(仮名)だ。路子さんは、2年前の日弁連への申し立て のニュースも見ていて「夫の妹、由美さんと同じだ」とずっと気 になっていた。

## 5章 佐藤由美さん(仮名)のケースと国賠訴訟の提訴

佐藤由美さんは、1957年生まれ。兄の妻、路子さんの1歳年下

にあたる。

路子さんが19歳で結婚した直後、義母から、由美さんは17歳ご ろに不妊手術をされたと聞かされた。その後、ずっと生活を共に してきた。

「由美さんは、日常的に『おなかが痛い』と訴えていました。 由美さんが産婦人科を受診する時、私が同行したことがあります が、内診をとても嫌がり、看護婦と共に押さえつけなければなら ないほどでした。不妊手術の影響もあるのではないかと思います。 何もわからず、知らされず手術されて、痛みに耐えたと思います。 今でもその傷は、おなかに大きく残っています。犬や猫でさえ、 不妊手術の傷は目立たなくします。10代の少女に手術をするのな ら、少しでも傷が目立たないようにするのが医術ではないでしょ うか

路子さんは長年抱えていた疑問を口にした。

由美さんは、計算や文字を書くことはできないが、簡単な日常 会話や家事はできる。縫い物も得意だ。路子さんの三人の子ども たちを可愛がってくれ、子どもたちも由美さんになついていた。

由美さんが手術をしたことを、兄は聞かされていなかった。母は、将来、世話をしてくれるであろう息子の妻に、あるいは女同士ということで打ち明けたのかもしれない。

飯塚さんが20年以上も謝罪や補償を訴えてきたことを知って、 路子さんは、自分にできることをしようと、由美さんの情報開示 請求をした。すると、優生手術台帳が見つかった。しかし、記載 されているのは、名前と住所、入院期間、病院、医師名(黒塗り)、 術式、手術や麻酔の金額という簡単な情報のみ。なぜ手術が必要 だったのか、優生保護審査会での慎重な手続きや厳正な審査の結 果を記した書類は、すでに廃棄されていた。

そして、手術は17歳ではなく、中学3年の12月初旬、15歳のと きになされていたことに路子さんは衝撃を受ける。公立中学校で 1週間も休んだことを、教師たちはどう思っていたのだろうか。

手術理由に「遺伝性精神薄弱」とあったのもショックだった。 義母からは、幼児の時に受けた手術の麻酔後遺症で知的障害になったと聞いていたし、療育手帳にも「遺伝性マイナス」と記載されている。本人や家族の同意が不要で、医師の認定だけで不妊手術ができ、国から費用が出る第4条を適用するために「遺伝性精神薄弱」という診断名にしたのではないかとの疑念がわく。

義母は他界しているため、路子さんは関係者に尋ね、情報開示も続けた。すると、由美さんにお見合い(縁談)の話があったことを知る。優生手術をしていて子どもが産まれないということで、話はまとまらなかったそうだ。

優生保護台帳には、黒塗りのため誰だかわからないが、同じ時期や、同じ病院で手術された人がいることはわかる。だが、その人たちは声をあげられていない。国は、被害者に向けて働きかけ、間違った手術をしたことを謝罪するべきではないかと、路子さんはますます憤りを感じていく。

2016年4月26日に1回目が持たれた厚労省母子保健課とのヒアリング(面談)は、その後も続き、飯塚さん、求める会メンバー、研究者、国会議員、弁護士が、調査や謝罪、補償に関して提案し、母子保健課も優生手術の都道府県別の数値を開示するなど、前向きな兆しも見られた。しかし3回目以降、課長の参加はなくなった。2017年9月の4回目、12月5回目の面談には、佐藤路子さんも由美さんの写真を持参して参加した。「当時は適法だった。厳正な手続きを経ていた。調査も謝罪も補償もできない」と繰り返す厚労省担当職員の態度に、路子さんは失望する。

その後、厚労省母子保健課との面談は、2018年3月まで7回行われた。飯塚さんは結局、20年以上にわたり、国に放置され続けたことになる。このことが飯塚さんに新たな傷を負わせていたと言えるだろう。

そして、佐藤さんは一向に誠意が見られない厚労省の態度に、 裁判を起こすしかないと決意する。

義母は「役所さ行くと『今度は何がほしくてきたんだ』と職員によく言われた」と路子さんにこぼしていた。障害者や家族への冷たい視線、福祉を「施し」のようにみなす中、不妊手術は当然という風潮が蔓延していた。健康上の必要がないのに体を傷つけられ、言葉では気持ちを表現しにくい由美さん本人の辛さ。その家族も苦しめられている。

「国が誤りを認めて謝罪すれば、国民の考え方も変わるはずです。障害者やその家族が、明るく過ごせる世の中に変わってほしい」と路子さんは2018年1月30日提訴後の集会で訴えた。

この提訴をきっかけに、メディアが大きく報道していく(注9)。 それを見て、東京在住の北三郎さん(仮名)、北海道の小島喜久 夫さんが、「自分の手術も同じでは?」と思う。二人とも、自分 にされた不妊手術が「優生保護法」によるものだとは知らなかっ たのだ。

そして、2月19日、宮城県知事は飯塚さんに関して「手術をしたことは認める」と言明。証拠がなく「前に進めない」と嘆いていた飯塚さんも、やっと裁判を起こすことができた。

## 6章 優生(不妊)手術の暴力性と「誰にも言えない」秘密

ここで、優生手術の被害者が、声をあげづらい事情について考 えてみよう。

まずは、「不良な子孫」という烙印(スティグマ)がある。飯塚さんは、子どもの頃から、民生委員によって、やっていない盗みの濡れ衣をきせられる。レイプされた経験もある。中学2年まで普通学校に通っていたのに、3年生から「不幸な子どもたち」が入る知的障害者施設に収容された。施設卒園後は、住み込みで家事手伝いをさせられた職親から罵倒されてきた。このような扱

われ方の延長線上、様々な体験の連続の中に、不妊手術が存在している。

不妊手術がもつ、生殖(リプロダクション)にまつわる性的な意味合いも、被害当事者を苦しめる。生殖(妊娠)はその原因である性交渉を想定し、その結果の「困ったこと」「やっかいなこと」を防ぐためにと、手術されるケースも多い。

全国で、8割以上の資料が廃棄されたと見られるが、残された 優生保護審査会や精神医療や施設関係の書類には、「異性に関心 がある」「性的に放縦」「色目を使う」など、差別的なニュアンス とともに優生手術の理由が挙げられている。

性的活動が活発になる前に「芽を摘む」という意識は、優生手術を推進した行政・福祉・教育・医療関係者にあり、それら専門家の意見に従う形で、家族も承認していった様子が窺える。また、優生保護法第4条の対象となる疾患名を列挙した別表には「顕著な性欲異常」も挙がっている。

そもそも、障害のあるなしに関わらず、「性的なこと = 恥ずか しい、口にすべきではないこと」とされており、女性にはより強 く抑圧がかかる。このような世間の雰囲気の中で、不妊手術は、 性的なニュアンスが含意・暗示されがちである。

事実はそうではなくても、「性的に放縦だから手術されたので はないか」という眼差しが向けられることもある。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツには、「人々が安全で満ち足りた性生活を営める」ことが含まれている。ところが障害者は、「性的な存在」であることを否定され、恋愛や結婚から遠ざけられている。と同時に、過剰に性的な意味合いが付与されたり性暴力のターゲットにされる。障害を持つ女性が性暴力被害に遭いやすいという調査もある(注10)。

不妊手術にあたっても、この複雑さが、被害を受けた人の屈辱 感や羞恥心をさらに強めている。 手術をする体の部位は、性教育などで「プライベート・ゾーン」と呼ばれるところである。手や顔とは違い、日常生活では人に見せないところだ。このことは、被害を訴える際に、手術の傷痕を 医療関係者に見せる際にも、大きなハードルとなる。

さらに、優生手術の特徴は、本人が希望して受けた手術と決定的に違う。心の準備もなく、何の説明もなく、合意も求められず、体にメスを入れられたことが及ぼす心身の傷は、通常の「手術」とは全く異なる。

ところが、不妊手術の影響は、低く見積もられ、正当化されてきた。例えば1949年には「優生手術は一般に方法容易であり格別危険を伴うものではないのであるから、・・・手術を受ける者の意思に反してこれを実施することも、なんら憲法の保障を裏切るものということはできない」としている(注11)。

前述の通り、飯塚さんは、生理のとき「ころげまわるほどの痛さ」になり、その後も痛み止めを使わざるをえなくなり、疲れて仕事を変えざるをえなかった。佐藤由美さんも、頻繁に腹痛を訴え、別の病気で婦人科の内診台に上がらなければいけない時とても嫌がった。この「別の病気」は、不妊手術の癒着が原因とみられる。

優生手術は、「手術」という言葉から受ける「悪いところを治して健康になるために必要な医療的な行為」とは全く異なるということを、彼女たちの経験は示している。「手術」というより「不妊化」という暴力と呼ぶべきではないだろうか。実際、国連の拷問委員会は、本人の意思に反した強制的な不妊手術を、拷問とみなしている。

また、男性の不妊手術(断種)に関しては、戦前からハンセン 病の隔離政策のもと、法的な根拠もなく行われてきた歴史がある。 ハンセン病患者への断種導入にあたっては、アメリカでの実例が 参考にされたという。「無害」「簡単な手術」と医師が評価し、身 体的損傷に関する道義的問題が比較的少なく有効だとして、アメリカで「不適者」に適用されてきた(注12)。

だが、北三郎さん(仮名)の話を聞くと、そうした医学的見解は、当事者の実感とは大きく隔たっていることに気づかされる。 それは、合意や説明がないことに加え、懲罰的な環境で行われた ことによるスティグマが影響しているだろう。

ここで、北さんと、周囲の女性たちの経験をみておきたい。

北さんは1943年宮城県生まれ、早くに母が亡くなり、祖母の家で暮らしていた。戦争から復員した父と一緒に住むようになるが、やがて父は再婚。横暴な父に反抗すると、問題行動を起こしたとして教護院(現在の児童自立支援施設)に入れられた。そこにいた中学2年の時、何の説明もなく、診療所に連れていかれた。

男性の場合は、足の付け根にメスを入れる。手術後1週間くらいは、痛みで立つことができず、這って移動していたという。物理的な痛みだけではない。何のための手術なのか、疑問を感じても、職員に質問できるような雰囲気ではなかった。あとで施設の先輩から、子供ができなくなる手術だと聞かされた。

北さんはその後、東京に来て働き、一生、結婚はしないと心に 決めていたが、職場の上司の強い勧めを断りきれず結婚。不妊手 術のことを言ったら離婚されるのではないかと、妻にもその家族 にも言えなかった。妻が病気で入院し、亡くなる直前に、やっと 打ち明けた。ずっと申し訳ないと苦しんできた。

北さんの実姉も秘密を抱えてきた。彼女が高校生のころ、祖母に大事な話があると呼ばれ、弟(北さん)の不妊手術を知らされた。「このことは誰にも言ってはいけない、本人にも」と口止めされる。その後、姉の子どもを可愛がる北さんやその妻を見て、心を痛めていた。

2018年の報道を見て、北さんは自分の手術も優生保護法によるものではないかと気づき、弁護士に連絡する。情報開示請求をし

たが書類は廃棄されていた。手術痕を医師に確認してもらい、裁判を起こすことを決めた。その過程で北さんから相談されるまで、姉はずっと祖母との秘密を守ってきた。

北さんは、父がこの手術をさせたのだと恨んでいた。ところが「親父がやったんじゃない、施設がやったんじゃない、国がやったんだ」と、約60年が経過してから、真実を知った。

北海道の小島喜久夫さんは、養子になった両親に実子が生まれ、 親との関係が悪くなり、診断もなく精神病院に入れられ、不妊手 術をされた。妻にはそのことを言えずに苦しんでいた。

日本での被害者の話は、ドイツの強制不妊手術の「被害者の会」に届いた当事者からの手紙と多くの共通点がある。

「多くの女性は、手術の後、いつも下腹部に痛みを抱えていました。同じことは私の場合にも当てはまりました。私は何人もの医者にかかりました。誰も私に何か言うことは出来ませんでした。私は自分の秘密を教えることが出来ませんでした。今、(被害者の会主催の)講演を聞いて、この痛みがどこから来たものなのか知りました。私は何年も、長く立っていられなかったし、長く座っていることも出来ませんでした。」

「私が自分の過去について話すと――たいていは、自発的に話した訳ではなく、なぜ結婚していないのか、なぜ家族がいないのか、なぜ子供を持たないのか尋ねられ、それに答えた場合だったのですが――、多くの友情が壊れてしまいました。…こうしたことを経験していない者には、それがどれだけの孤独か、推し量ることは出来ないでしょう。私は、羞恥心と忌避感から、ふるさとも去りました。新たな環境の中で、表向きは普通に適応しようとしましたが、それは仮面をつけているに過ぎませんでした。すでに書いたように、なぜ一人でいるのか繰り返し尋ねられました。

その質問は、たった一度で、私の痛い部分にふれるものでした。」 (注13)

洋の東西を問わず、強制的な不妊化が、悲しみや苦しみを生んでいる。そして、異性と結婚し子どもが生まれるのが「普通」で「幸せな家庭」だという常識によって、そうではない人・そこから排除された人の苦悩は、さらに深くなるのではないだろうか。

#### 7章 被害者にとっての謝罪と名誉回復の意味

2018年5月には、優生保護法被害弁護団が結成され、提訴した原告は20人を超えていく。

大阪の空ひばりさん(仮名、77歳)は15歳で日本脳炎にかかり 知的障害となった。高校卒業した後、21歳ごろに母に連れられて 手術を受けた。手術の前には説明は何もなく、あとから、子ども ができなくなる手術であると聞いたという。母は「人に言わない ように」と娘に言い、空さんは、結婚した夫にも秘密にしている。

原告の中には、聴覚障害の方が10人いる。その一人、兵庫の小林喜美子さん(80代)は、結婚して28歳の頃に妊娠し喜んでいた。ところが、親が喜美子さんを病院に連れて行き、本人は同意していないのに中絶手術をされ、同時に不妊手術もされてしまった。 夫の寶二さん(80代)も手術のことは何も聞かされなかった。

当時、聴覚障害の人たちの意志はほとんど無視され、結婚するなら優生手術をするのが当然とされた。聾学校の先生も親も「子育ては無理、本人も子どもも苦労するだけ」と思いこんでいた。

知的障害や精神障害を持つ女性の場合は、性暴力被害を受けて 妊娠しないようにという「親心」から、優生手術を受けさせた例 もある。だが、不妊手術によって妊娠はしなくなっても、性暴力 の被害を防げるわけではない。

名乗りでている被害者の境遇も、不妊化された理由も、障害の

種類も障害の有無も実に様々である。だが、当事者たちが発する 声は、不思議なほど共通している。

現在、25人が裁判を起こしている。

一番新しい原告は2020年7月に提訴した静岡の武藤千重子さん。視覚障害者としては初めての原告で72歳。10代から徐々に視力が低下、25歳で結婚し1977年二人めの子を出産した日、「もう3人目はやめなさい、子どもに遺伝すると困るから」と看護師長に言われ、不妊手術を受けた。自分も夫も、決めたのか決めさせられたのか、わからないという。

2019年5月にラジオで優生保護法のことを知り、訴訟を起こすことを決めた。「産むか産まないか、私の自由がもっとあれば良かったのに」と語り、「謝ってもらいたい」「あの時の私を救いたい、28歳の私を取り返してあげたい」「(同じ被害を受けている)もっとたくさんの人に声を出してもらいたい」とも言っている(注14)。

2019年4月、議員立法による「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立。 320万円という一時金の少なさも問題だが、原告たちは、法律に国の謝罪が明記されていないことに納得できない。佐藤さん、飯塚さんの仙台地方裁判所、北さんの東京地裁、空さんの大阪地裁、小島さんの札幌地裁の判決はすべて、原告の請求を棄却した。

国会で成立した「一時金法」も、裁判所でのこれまでの判決も (地方裁判所によって濃淡はあるものの)、優生手術を受けさせ られた実態や被害者の気持ちに向き合ったとは言い難い。長い年 月にわたり放置され、やっと声をあげた25人の原告のうち、お二 人が高齢となり亡くなられてしまった。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの侵害の意味、その背景が 理解されない限り、優生手術の被害者の名誉は回復されないし、 同じ過ちが繰り返される危険があるのではないだろうか。

#### 【注】

- (注1) 大橋由香子「人口政策の連続と非連続―リプロダクティブ・ヘルス/ライツの不在」西山千恵子・柘植あづみ編著『文科省/高校「妊活」教材の嘘』論創社、2017 所収
- (注2) 松原洋子「解説」『優生保護法関係資料集成 第1巻』六花出版、 2019
- (注3) 飯塚淳子「私の身体を返してほしい」優生手術に対する謝罪を求める会編『優生保護法が犯した罪』現代書館、2003 所収→2018 増補新装版。この本の作成時には、飯塚さんは手術は「日帰り」と記憶していたが(同書155ページ)、出版された本を読んで、何日間か入院していたことを思い出したという。飯塚さんの聞き取りには他に、利光恵子『戦後日本における女性障害者への強制的な不妊手術』立命館大学生存学研究センター、2016のほか、「優生手術に対する謝罪を求める会」などが主催した集会や裁判での発言も含めて紹介している。5章の佐藤路子さん、6章の北三郎さんも、発表文書、集会や裁判などでの発言をもとにしている。
- (注4) 大橋由香子「産む産まないは女(わたし)が決める」女性学研究会編、『講座女性学3 女は世界をかえる』勁草書房、1986 所収、のちに『新編日本のフェミニズム5 母性』岩波書店 2009に部分掲載)
- (注5) 大橋由香子「リプロVS人口政策・家父長制」『福音と世界』2020年 3月号 新教出版社
- (注6)「女(わたし)のからだから」172号 1999年 女(わたし)のからだから82優生保護法改悪阻止連絡会 発行 および「優生手術に対する謝罪を求める会」記録メモより
- (注7) 佐々木千津子「補償はいらない、ただ謝ってほしい」前掲『優生保護法が犯した罪』所収。DVD「忘れてほしゅうない」ビデオ工 房AKANE、2004(佐々木さんの日常と優生保護法を描いたドキュメンタリー映像。途中で飯塚さんも後ろ姿で登場している)
- (注8) 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク『国連と日本の女性たち』 2016
- (注9)「ワセダクロニクル」シリーズ強制不妊 2018年2月13日から連載 https://www.wasedachronicle.org/importance-of-life/ 毎日新聞取材班著『強制不妊 旧優生保護法を問う』毎日新聞出 版 2019など。
- (注10) DPI女性障害者ネットワーク編『障害のある女性の生活の困難―人 生の中で出会う複合的な生きにくさとは―複合差別実態調査報告

書』2012

- (注11) 法制意見第一局長 (岡崎恕一)「強制優生手術実施の手段について」 昭和24 (1949) 年10月11日付け (注2) 前掲書64ページにも収録 されている。
- (注12) 豊田真穂「アメリカ占領下の日本における生殖の管理―優生保護 法の不妊手術/断種」『アメリカ史研究』第36号、2013
- (注13) 紀愛子「『被害者の会』の役割―ナチス・ドイツ強制断種の場合」 大阪経済法科大学アジア太平洋資料センター主催「市民アカデミ ア2018」連続講座IV「強制不妊手術―優生保護法の実態と課題を 探る」2018年10月26日講座資料より。この手紙は、1993年に届い たもの。ナチス・ドイツにおける強制不妊手術の対象者は、結婚 も禁じられていた。紀愛子「『ナチスによる「安楽死」および強制 断種被害者の会』の歴史と活動」『早稲田大学文学研究科紀要』61 号 2016
- (注14) NHKラジオ第2 2020年9月27日放送「あの頃の私を救うために 一武藤千重子さん」